

香美町農業委員会総会(第3回)議事録

1 開催日時 令和8年5月25日(月) 15:00~15:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(14人)

会長	1番	吉川	正人
会長職務代理者	2番	文堂	福一
委員	3番	米田	和弘
	4番	岡田	久志
	5番	川本	博文
	6番	田中	憲二
	7番	井上	竹雄
	8番	岡田	久仁子
	9番	北村	宏明
	10番	中村	実夫
	11番	伊井	仁
	12番	小西	敏
	13番	西崎	武志
	14番	小谷	直美

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

1番	吉田	栄雄
3番	青山	政行
4番	福田	好美
5番	西村	幸代
6番	中村	健
7番	田野	豊博
9番	毛戸	誠
10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

2番	井垣	義和
8番	東垣	泰彦

7 議事日程

第1 会期の決定 5月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	榎 秀俊
事務局次長	北村 雅彦
書記	今井 和希

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は4番「岡田久志委員」と5番「川本博文委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、4番「岡田久志委員」と5番「川本博文委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第6号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①1ページから13ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第6号 番号1番の申請について、5月18日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「川本博文委員」及び担当委員であります「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落内の橋を曲がった先から1kmほど行ったところが1つ目の場所です。現地は畑であります。耕作はこれからされる予定です。2つ目の場所ですが、先ほどの場所から200mほど戻ったところになります。現況は田となっております。3つ目の場所ですが、集落内の橋から先ほどと反対方向に1kmほど行ったところになります。こちらも現状は田となっております。最後の場所は、先ほどの場所から300mほど行ったところになり、現況は田となっております。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
5番	議案に書いてある耕作面積がどの行についても同じ数値が書いてありますがどういことでしょうか。
事務局	譲受人が現在耕作している面積を記載しています。
5番	今回、議案に上がっている農地以外にもあるということよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
議 長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
13番	議長。推進委員さんが採決に挙手をされています。説明をしてあげてください。
議 長	議案の採決に関しては農業委員のみが議決権を持っています。推進委員さんには議決権がありませんのでご注意ください。

議 長 次に議案第6号 番号2番の申請について、5月18日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

6番 現地調査の報告をいたします。申請地は集落内にある施設の道を挟んだ先にあります。申請地は譲受人の曾祖父が50年くらい前に牛舎を建てて畜産業を営んでいました。その後、申請人と祖父とが共同で畜産業を営んでいます。現在は別の場所で飼育されていて、この場所は資材や機械などの置場として利用されています。将来を見据えてこの場所を譲り受けるということになりました。皆様ご審議をお願いします。

議 長 「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

8番 建物などを取得する場合に、農業委員のほうで耐用年数などをチェックする必要があるのでしょうか。

6番 建物に関しては登記がなされていないので、はっきりとした建築年月日はわかりません。

8番 写真を見ると大雪などで潰れてしまうことがないのかと思えるのですが、農業委員からそのようなことはないのでしょいか。

議 長 現地で確認したところ、すぐに壊れるというような感じではありませんでした。

6番 屋根は数年前に張り替えを行っています。

8番 建物の状況などについては農業委員会が関与すべきものなのでしょうか。

議 長 私の経験上ではありませんでした。

事務局 あまりにも危険なら所有者も手を加えられるでしょうし、今までそのような指摘をしたことはありません。

議 長 他にありませんか。

13番 登記地目が田、畑となっているが現況は農業用施設用地となっています。通常であれば分筆とか転用とかそういう手続きが必要だと思われそうですがどうなのでしょう。

議 長 写真ではわかりづらいですが、畑は残っています。建物が建っているので非農地という意見もあるかと思いますが、この土地は農振地内であることや、牛舎ということで農業用施設であるとの判断をし、3条申請として扱っています。

議 長 そのほかに質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟